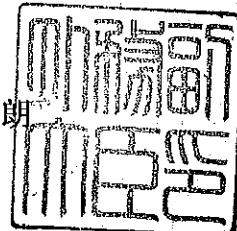


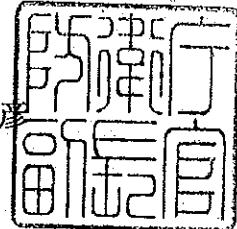
外 総 第 2 号  
防防調第4257号  
平成15年5月7日

### 防衛駐在官に関する覚書

外務副大臣 矢野 哲朗



防衛庁副長官 赤城 徳彦



防衛情報の収集にあたり、防衛駐在官は重要な役割を果たしている。

近年、国際社会において、テロや大量破壊兵器の拡散、地域紛争等の安全保障上の様々な脅威が顕在化し、不確実性が増している状況の下、我が國の在外公館において、防衛情報がタイムリーに収集され、迅速に外務本省への報告、及び、防衛庁への伝達が行われる必要性はますます高まっている。

以上の観点を踏まえ、外務省と防衛庁は、昭和30年8月8日付け「防衛庁出身在外公館勤務者の身分等に関する外務事務次官、防衛庁次長覚書」を改定し、防衛駐在官に関し、当分の間、下記のとおり了解する。

#### 記

1. 在外公館に勤務する防衛庁出身の外務事務官が自衛官の身分を併せ保有する場合は、自衛官の階級を呼称し、その制服を着用することができる。（以下、当該外務事務官を防衛駐在官という。）
2. 防衛駐在官は、他の在外公館勤務者と同様に外務大臣及び在外公館長の指揮監督に服する。
3. 防衛駐在官が行う本邦との連絡通信についても、上記2. のとおりとする。また、外務省は、両省庁間の合意に基づき、防衛駐在官が起案するいわゆる防衛情報を、防衛庁に自動的かつ確実に伝達する。

以上